

精神障害者保健福祉手帳で優遇される制度・福祉サービス

(令和7年4月作成)

種類	内 容	等 級			窓 口
		1 級	2 級	3 級	
税金の控除	所得税の障害者控除等 本人・配偶者・扶養親族が障害者の場合一定額が控除。	○	○	○	横須賀税務署 046-824-5500 (給与所得者の場合は勤務先)
	相続税の障害者控除等 相続人が障害者である場合一定額が控除。	○	○	○	横須賀税務署 046-824-5500
	贈与税の非課税 特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づく贈与を受けた場合、「障害者非課税信託申告書」を提出することにより贈与税が課税されない制度。 ※非課税限度額 (1 級) 6,000 万円 (2・3 級) 3,000 万円	○	○	○	横須賀税務署 046-824-5500
	住民税の障害者控除等 所得から一定額が控除。	○	○	○	三浦市税務課 (給与所得者の場合は勤務先)
	自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の減免 本人又は生計同一者又は常時介護者が、本人の通院・通所・通学などに使用する場合減免。 (通院等が証明できるものが必要です)	○			普通自動車については横須賀県税事務所、軽自動車税については三浦市税務課
	利子所得の非課税 元本 350 万円まで利子が非課税 (計 7 0 0 万円まで)。	○	○	○	銀行 (ゆうちょ銀行を含む)・証券会社
国の福祉サービス等	生活保護費の障害者加算 (等級・住所地等により加算額が異なります。)	○	○		生活保護を受けている福祉事務所
	後期高齢者医療制度の利用 (対象 6 5 歳から 7 4 歳)	○	○		三浦市保険年金課 <u>※申請が必要となります。</u>
	特別障害者手当 対象：特別障害者認定基準に該当する人 (日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者 (20 歳以上)。) ※詳細については、右記へお問い合わせください。	○			三浦市福祉課 <u>※1 級の手帳に該当する全ての方が対象になるわけではありません。申請が必要となりますので、事前にお問い合わせください。</u>
県の福祉サービス等	県営住宅・公営住宅の優先入居	○	○	○	かながわ土地建物保全協会 045-201-9966
	県営住宅家賃の減免 (所得制限あり) ※減免になる場合あり。詳細については右記へお問い合わせください。	※			(川崎・相模原等及び横須賀三浦地域) かながわ土地建物保全協会 045-201-9966 (横浜等地域) 東急コミュニティー統括センター 045-324-6556

種類	内 容	等 級			窓 口
		1 級	2 級	3 級	
県の福祉サービス等	県入院医療援護金制度 ※精神保健福祉法に基づいて入院している人で、 <u>所得条件等を満たす人について、月額 1 万円の医療援護金が支給されます。(手帳の有無は関係ありません。)</u> 詳細については、右記へお問い合わせください。	※			入院先病院の各医療相談室 または 神奈川県健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課精神保健医療グループ 045-210-1111 内線 4730
市の福祉サービス	三浦市重度障害者医療費支給制度 (通院医療費が助成対象)	○			三浦市福祉課 <u>※申請が必要となります。</u>
	障害者総合支援法によるサービスの利用(ヘルパー等) まずは福祉課にご相談ください。	○	○	○	三浦市福祉課
公共料金の割引	電話番号案内料の免除制度 NTT の番号案内が申込みを行うことにより無料。	○	○	○	NTT 横浜西営業所 0120-104-174 ※NTT 以外の電話回線及び携帯電話・PHS からのご利用の可否・料金等については、ご契約の通信事業者にお問い合わせください。
	NHK 放送受信料の減免 全額免除：世帯に手帳所持者がおり、世帯全員が住民税非課税の場合。 半額免除：重度(1 級)の手帳所持者が世帯主で放送受信契約者の場合。	○	○	○	NHK 横浜支局 三浦市福祉課
	携帯電話料金の割引 障害者本人が契約者の場合基本料金等が割引。	○	○	○	各携帯電話会社
	公共、文化施設の利用料等の減免 本人と介助者について、無料または割引。	○	○	○	各施設
	タクシー料金の割引 運転手に手帳を提示すると料金が 1 割引。	○	○	○	各タクシー会社(ただし一部このサービスが利用できない会社もあります)
	旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引 ・1 級の方は介護者 1 名と同乗で両者ともに割引。 ・単独利用の場合は等級関係なく 100 キロを超える場合に割引。	○	○	○	各鉄道会社 ご利用前に鉄道会社にお問い合わせください。
	京浜急行バス乗車運賃の割引 運転手に手帳を提示すると運賃が割引。 ※川崎市内・横浜市内を除く神奈川県内の路線バスをご利用の場合。	○	○	○	京浜急行バス株式会社
	航空運賃の割引 対象：手帳交付を受けている満 12 歳以上の精神障害者及びその介助者 1 名。 ※航空券の購入には、 <u>顔写真付きの手帳・搭乗日当日が有効期間内であることが必要です。</u> また搭乗時、手帳の携帯が必要です。その他、詳細についてはご利用の航空会社へご確認ください。	○	○	○	各航空会社

※ 令和 7 年 4 月現在の神奈川県等からの情報をもとに作成いたしました。制度・サービス内容等が変更されることがありますので、詳しくは各担当窓口にお問合せください。(三浦市福祉課障害福祉グループ)